

委員等提出資料

社会的養育専門委員会委員提出資料

- ・ 安部委員 P 2
- ・ 宮島委員 P 10

その他提出資料

- ・ SBS / AHT を考える家族の会 P 13

安部委員

1 8 ページ 19 行目の○

「現行の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを再編し」、子ども包括支援センター（仮称）の設置

- ⇒ 現在、2022 年度までの全市町村での拠点設置が進行中で、来年度設置予定も多い
その中であらたに「子ども包括支援センター（仮称）」の設置が求められると、
拠点設置を見送る（様子見する）自治体が出てくることを懸念する
- ⇒ すでに設置されている総合支援拠点と何が違うか？
総合支援拠点の児童人口等に応じた職員配置が新センターで変わるか？
ていねいな説明が必要であろう
- ⇒ 報告書や法律には書き込めなくても、行政説明等で
 - ①子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの両方が設置済み
 - ②子育て世代包括支援センターのみ設置の場合の再編（移行）のイメージ図を示す必要がある

2 20 ページ 1 つ目の○

「一時保護の要件を法令上明確化する」というのを下記のように例示してはいかがか。

子どもシェルターの意見書によれば、同じような状況でも児相により一時保護の必要性の判断が違うため、「要件」はできるだけ具体的な方がいいと思われる。「必要な疎明資料」も裁判所と協議のうえ法施行前に明示した方がいいのではないか。

<一時保護の要件と疎明資料の案>

No	一時保護状が必要な場合	必要な疎明資料
1	虐待の証拠があり子どもの安全確保が必要な場合	虐待の証拠（親権者には非開示） 児相の調査記録
2	虐待を疑われる証拠はあるが、さらに調査が必要な場合	虐待を疑われる証拠（親権者には非開示） 調査必要の理由
3	子どもは虐待を訴えるが明確な証拠はなく、しかし子どもが帰宅を拒否している場合	両者の主張（子どもの主張は弁護士が代弁） 子どもの帰宅拒否の申立書（*） 児相の調査記録
4	親子関係不調等で子どもが帰宅を拒否している場合	両者の主張 子どもの帰宅拒否の申立書（*） 児相の調査記録
5	子どもの安全確保のため児童相談所は一時保護の必要性を判断するが、親権者が不在または接触拒否な場合	一時保護が必要な理由 親権者への接触の事績（児相の調査記録）
6	迷子や家出等で親権者が不明な場合	子どもの説明 児相の調査記録
7	上記の理由で児童相談所は一時保護の必要性を判断するが、無戸籍、外国籍等で親権者が特定できない場合	一時保護が必要な理由 子ども・保護者の説明 児相の調査記録
8	その他児童相談所が一時保護が必要と判断した場合	一時保護が必要な理由

*子どもの「帰宅拒否の申立書」は10歳の子どものでも書けるように、DVの場合の「保護命令申立書」のように必要な項目だけを穴埋めで記入するような形式で、A4で2枚程度とする

2021年12月6日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会御中

子どもシェルター全国ネットワーク会議
社会福祉法人カリヨン子どもセンター
外 21 団体（添付別紙記載のとおり）
代表 内田 信也
副代表 安保 千秋
副代表 鵜野 一郎

一時保護の司法審査導入に関する意見書

1 意見の趣旨

- 1) 児童相談所の一時保護決定に対する司法審査の拙速な導入は、児童相談所また家庭裁判所の体制の現状に照らすなら、現場に混乱をもたらし、かえって子どもの権利保障を後退させることが危惧されます。子どもの権利保障の前進が担保される制度設計を慎重に検討してください。

- 2) 子どもシェルターの利用者である十代後半の子どもの多くは、長期にわたる心理的虐待、教育虐待、性的虐待の被害者です。もし、司法審査の結果、一時保護の必要がないと判断されれば、シェルターへの一時保護委託が取り消され、子どもを虐待者のもとへ帰らせなくてはなりません。

子どもへの心理的虐待、教育虐待、性的虐待の事案では、客観的な立証をすることは困難です。また、大方の親権者が虐待を否定します。そのため、司法審査において高度の立証が求められるとすると、児童相談所が、一時保護を躊躇することが懸念されます。

そこで、子どもが家に帰りたくないと意見を表明していること自体が、一時保護の根拠となるよう、児童福祉法33条の改正を含む法整備をするよう求めてください。

- 3) 一時保護は、子どもに関わる重大事です。司法審査が導入された場合、子どもの意見を聴取し、司法審査の場で代弁し、親の主張に反論するなど、子どもの意見表明権を保障する活動を行う代理人弁護士が必要になります。子どもシェルターでは、ひとりひとりの子どもにその子どもを担当する弁護士が選任される運用となっています。司法審査が法制度化されるのであれば、シェルターに限らず、対象とされる子どもに、国費で子ども代理人が選任される制度を設けるよう求めてください。

2 意見の理由

1) 子どもシェルターの活動

子どもシェルターは、家庭での虐待等のために、今晚泊まるところがない十代後半

の子どもたちの緊急避難場所です。現在全国で、18法人19か所のシェルターが活動しており、さらに休止中のシェルターの再開、未設置県での新設も準備され、現在22法人が子どもシェルター全国ネットワーク会議の構成メンバーです。

児童福祉法の児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の特別形態として認可を受け、各地の児童相談所、弁護士会、福祉、医療、教育の現場で連携して、傷つけられた子どもの権利の回復支援の活動をしています。

子どもは自らの意思でシェルターへ入居し、少人数のホームで、スタッフと生活しながら、衣食住、医療等の支援を得ます。また選任された子ども担当弁護士（コタン）により、意見表明の援助がなされ、親や関係機関との調整を行い、子ども自身が選択した進路の実現をはかります。

18歳未満の子どもの多くは、児童相談所からの一時保護委託を受けています。18歳以上の子どもについては、自立援助ホーム委託（シェルター委託）を受けます。

2) 司法審査導入は慎重に

児童相談所の一時保護決定に対する司法審査の導入については、一時保護が子どもの身体拘束を伴うものであり、親子分離を目的とし、子どもへの様々な行動制限がある以上、子どもの権利侵害の存否を判断するため、司法審査の対象とすべきという原則論に異論はありません。

しかし導入については、日本の児童相談所また家庭裁判所の人的体制が圧倒的に不足している現状に照らすなら、現場に混乱をもたらし、かえって子どもの権利保障を後退させる危険性が多分に想定されます。児童福祉制度の事情が全く異なる海外の例を念頭に、拙速に導入を行うことがあってはならず、子どもの権利保障の前進が担保される制度設計を慎重に検討すべきです。

3) 裁判所の審査基準

子どもシェルターに避難を求める十代後半の子どもの多くは、一見して虐待や不適切養育を疑われるような状態にはありません。なかには経済的にも社会的にも恵まれていると思われるような家庭から、逃げてくる子どももいます。長い間の心理的虐待、特に教育虐待と称されるような虐待を受け続けてきた子ども、あるいは性的虐待のケースでは、子どもの陳述以外に、虐待を立証する証拠があるわけではなく、親が虐待を認めることも、なかなかありません。

一時保護への司法審査が導入された場合、裁判所は何を根拠に一時保護の是非を判断するのか、子どもの意見以外に虐待を認定する材料がなく、親が争っている場合でも、一時保護は必要と判断できるのか、懸念しています。シェルターとの協働がうまくいっている児童相談所では、子どもが家に帰りたくないと言っていることを尊重し、シェルターへの委託による一時保護を決定しますが、中には、虐待が認定できない以上、子どもの話だけでは一時保護はできないと、頑なに一時保護委託を拒む児童相談所もあります。

子どもの話だけでは一時保護ができないとすると、子どもを守ることができません。司法審査の結果、一時保護が違法とされたら、シェルターにいる子どもは、親元へ無理やり帰されることとなりますが、そうなったら、児童相談所に相談したことを知った親が、帰宅後に暴言を吐き、監視や行動制限を厳しくして、その後自宅からの避難が困難となる場合が出てくるのではないかと、また、必死の思いで家を出てきた子どもが大人への信頼を失い、相談しても仕方がないとしてシェルターへの相談自体を諦める子どもが増えるのではないかと、そして子どもは、行き場もないまま放浪するか、病んでいくしかなくなるのではないかと懸念しています。

4) 児童相談所の一時保護委託消極化の懸念

児童相談所は、現在でさえ、一時保護決定を拒み、あるいは躊躇する事案が多々あります。司法審査によって、一時保護が違法とされる可能性があるなら、上記のような心理的虐待、性的虐待を訴える子どもの一時保護に消極的になり、シェルターへの一時保護委託をさらに躊躇するということが起こりかねません。

そうなったら、シェルターに避難してきた子どもを、親権者から守る根拠を得ることが困難になり、シェルター活動に多大な支障が生じます。

5) 児童福祉法33条の整備を

子どもシェルターに、自分の意思で避難してくる子どもの意見が尊重され、心身の安全が守られ、自分の将来を安心してゆっくり考える環境の確保のためには、一時保護委託が必要です。

現行33条に定める一時保護の機能は、一時保護ガイドラインにもあるとおり、緊急保護とアセスメントです。虐待がただちに認定できなくとも、その疑いがある場合に調査を行うための保護（いわゆる調査、アセスメントのための保護）を認めています。しかし、子どもは虐待されてきた、逃げたい、家に帰りたくないと主張しているが、親は事実を否定しており、客観的にただちに、虐待の存否が確認できない場合の一時保護の要否は、児童相談所の判断に任されており、裁判所の判断根拠も明確とは言い難いです。

児童相談所の運用上も、また裁判所の審査においても、シェルターを利用する子どもの一時保護の必要性判断の根拠が、明確になるような法整備をお願いいたします。特に、子どもが家に帰りたくないと意見を表明していること自体が、一時保護の根拠であることを明確にするようお願いいたします。

6) 一時保護中の子どもの代理人弁護士の必要性

一時保護は、子どもにとっては、いわば人生の一大事です。家庭の中で様々な辛い状況を耐えてきたところ、突然親と離れ、これまでと全く異なる環境で、知らない大人たちと暮らし、そのあとの自分たちがどうなるのか、どこへ行くのかもわからない状況に陥るわけです。短期間に多くのことを考え、選択し、激動の時を乗り切らなけ

ればなりません。

児童福祉司、心理司、一時保護所の職員らが、面談、調査等を行うとしても、子どもは大勢の中のひとりではしかありません。子どもひとりひとりについて、不安や希望、意見を、子どもの味方の立場で聞き取り、代弁し、状況を説明し、助言し、子どもと相談しながら、必要な相手と交渉し、説得し、一緒に道を切り開く手助けをしてくれる人が必要です。子どもシェルターでは、その役割を、子ども担当弁護士が担っています。

兵庫県弁護士会では、児童相談所からの要請により、一時保護所に入所した子どもが希望した場合は、代理人となる弁護士を派遣する事業を開始したそうです。子どもの意見表明のみならず、主体的な権利行使を支援するために、期待できる制度だと思います。

7) 司法審査における子ども代理人の必要性

ましてや、裁判所における審査が行われるなら、当の子ども自身の意見が聞き取られ、希望や選択が尊重される機会は必須です。

現在の骨子(案) (第38回資料1-1) では、「児童相談所は…子どもの意見の聴取等を行い、その意向を把握・勘案しなければならない旨を法令や通知等に規定する。その際、都道府県は、一時保護に関する子どもの意向形成・表明を支援するための体制整備にも併せて努めるものとする。その上で、把握した子どもの意見を後述の疎明資料に可能な限り記載するものとする。」とされています (12頁赤色加筆部分)。すなわち、子どもの意見は、児童相談所が把握して裁判所に提出することとなっています。しかし、そのような方法では、子どもの意見を尊重したとは、到底いえません。子どもひとりひとりについて、不安や希望、意見を、子どもの味方の立場で聞き取り、代弁し、状況を説明し、助言し、子どもと相談しながら、必要な相手と交渉し、説得し、一緒に道を切り開く手助けをしてくれる人が必要です。

特に長期間にわたる心理的虐待の場合、子どもからの事情聴取には、相当の時間と労力、経過をまとめる能力が必要です。また裁判官からの質問に適切に答え、親が事実を争っている場合には、それに反論することも必要となるでしょう。こうした司法手続きの対象となる子どもの伴走者として、子どもの代理人となる弁護士が、選任される必要があります。

代理人弁護士は、児童相談所とは別の立場で、子どもの側で、活動しなければなりません。児童相談所に雇用されるのではなく、総合法律支援法にもとづく民事法律扶助事業の一つとするなどの方法で、国費により賄われるべきです。

8) 結論

以上の理由により、私たちは、貴委員会より、意見の趣旨記載の点が具体化されるような提案が行われることを、願うものです。

何卒よろしくご検討のほど、お願いいたします。

以上

子どもシェルター全国ネットワーク会議 正会員加盟団体

- (東京) 社会福祉法人カリヨン子どもセンター
- (愛知) NPO法人子どもセンター「パオ」
- (神奈川) NPO法人子どもセンターてんぼ
- (岡山) 認定NPO法人子どもシェルターモモ
- (宮城) 認定NPO法人ロージーベル
- (広島) NPO法人ピピオ子どもセンター
- (京都) NPO法人子どもセンターののさん
- (福岡) NPO法人そだちの樹
- (札幌) NPO法人子どもシェルターレラピリカ
- (和歌山) NPO法人子どもセンターるーも
- (千葉) NPO法人子どもセンター帆希
- (新潟) NPO法人子どもセンターぼると
- (大分) NPO法人おおいた子ども支援ネット
- (大坂) NPO法人子どもセンターぬっく
- (沖縄) NPO法人子どもシェルターおきなわ
- (埼玉) NPO法人子どもセンター・ピッピ
- (宮崎) NPO法人子どもシェルターみやざき
- (石川) NPO法人シェきらり
- (兵庫) NPO法人つなご
- (旭川) NPO法人子どもセンタービ・リーヴ
- (群馬) NPO法人子どもシェルターオズ
- (佐賀) NPO法人佐賀子ども支援の輪

宮島委員

第39回社会的養育専門委員会（2021年12月7日）への提出意見

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

とりまとめ案の審議にあたり、以下のとおり、意見を提出します。

1 IVの（4）一時保護に関する記述について

一時保護時の司法審査

p21頁の6つ目の○の記述について

「一時保護時の司法審査の導入に伴い、今後とも児童相談所等において法務に従事する人材を含め、体制の強化が必要であるとともに、施行までの十分な準備期間を確保する必要がある。」とあるが、

「一時保護時の司法審査の導入に伴い、今後とも児童相談所等において法務に従事する人材を含め、体制の強化が不可欠である。また、その体制強化の内容を含め、一時保護の適正性の確保に関わる課題について実務的に検討する場を設ける等施行までに十分な準備を行う必要がある。」と改めることを要望する。

理由：現在の記述では、「期間」の確保しか述べられていない。また、今回導入する司法審査が、「一時保護の開始の判断について」であったとしても、実務に与える影響は極めて大きく、その対象となる子どもや保護者の権利制限に大きな影響を直接与えるものであるため、実際の運用のための検討を十分行う必要があると考えるため。

2 VIの（1）人材育成に関する記述等について

そもそも、この議論が始められたのは、現場実践者の力量の向上がなければ、子どもの生きる権利、成長する権利をはじめとする様々な権利を守ることができないという危機感からであった。そのことを踏まえ、以下について要望する。

ア 既存の国家資格の有無に関わらず、子ども家庭福祉の実践現場におけるソーシャルワークの基本的な力量が不足していることは極めて深刻である。ソーシャルワークが基盤とする価値と倫理を身に着け、子どもと保護者の人権を守り、実際にどのようなことが生じているかを把握する調査力、とりわけ面接力を高め、その状況がどのような構造によって生じているかを、俯瞰的、総合的に理解する力を向上させ、子ども、保護者、家族のニーズを把握し、現実的な支援プラン（子どもの保護も含む）を組み立てる力、当事者とつながり関係者の参加を促進し調整する力量の向上をめざす必要がある。

イ 上乘せされる教育訓練の内容が知識の詰め込みで終わり、その力量を測る仕組みが、前項の目標から離れてしまうならば、社会的な負担（コスト）が増すだけで終わり、十分な効果は期待できない。

このことを踏まえ、追加される教育訓練は、最低限の座学と十分な演習（集団討論、模擬事例等を用いた演習、事例研究、ロールプレイ等）、実践の省察（実習、スーパービジョン、実践報告、実践課題や課題解決についての論述等）を中心とすべきである。

ウ 私自身が把握している範囲では、児童相談所設置市における社会福祉職の採用試験においては、今年度を含めて数年間に渡り、①採用数を大きく増やしている。②受験者に対する合格者の割合は、2倍前後に留まり、2倍に満たない例も少なくない。③このような状況により形成させる職員集団（層）が、相当長期に渡って自治体の人事や職員の育成に影響を与え続けることは間違いない。自治体における子ども家庭福祉の人材確保と育成という課題が、そのような全体状況を踏まえたものであることを考慮する必要がある。

エ これも私自身が把握している範囲内ではあるものの、市町村における人材確保と育成の課題も極めて深刻であることを述べなければならない。第1に、前項で述べた状況の影響もあり、特に地方において、既存の国家資格を有する人材を確保することが難しいという声がある。第2に、たとえ資格は有していたとしても、且つ、入所施設等での子ども家庭福祉の実践経験を有していたとしてもケアワークの経験しかない等のために、①地域においてソーシャルワークを展開する力量が身につけていない。②共感的に保護者の抱えている福祉課題やニーズを理解することができない。③保護者への注意喚起や教育的な指導を優先させやすい。④子ども家庭福祉での経験を有する故に、当該職員の実際の関わりに対して他の職員からや組織としてのチェックが入りにくい。（本人からも開示されにくい。）といったことがしばしば認められる。

このような課題を踏まえた上で、実態を把握し、現任者ルートに設ける教育訓練の内容や経過措置に設けるソーシャルワークの教育訓練の内容を具体化する必要がある。

オ 子どもへの責任を果たすためには、子どもの時間を考慮する必要がある。また、一方で、育成のハードルを下げて、現場に求められる実践力の向上が期待できないのであれば、新しい資格の創設の意義はない。求められるものは、ハードルが低い、子ども家庭福祉だけを射程とした基礎的な資格の創設ではなく、確実に、この国の子どもの命と暮らしを守り、子どもとその家族の福祉課題の解決に寄与できる人材を育てるための資格とすべきである。

S B S / A H T を考える

家族の会

厚生労働省社会保障審議会児童部会
社会的養育専門委員会 御中

令和3年12月7日
SBS/AHTを考える家族の会
代表 菅家 英昭

意見書

(一時保護時の司法審査に関する「骨子案」について)

私達は、児童相談所による過剰な一時保護を経験した家族が集う団体です。

第38回厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(11月30日開催、以下「前回審議会」といいます)で示されました一時保護時の司法審査に関する「骨子案」そしてこれまでの議論状況を拝見しておりますと、私たちの意見や立場がまったく反映されていないことに愕然としております。

今後の議論では、過剰な一時保護を経験した当事者の意見も踏まえて議論をしていただきますようお願い申し上げます。

記

**【意見①】 2か月間も子ども・保護者の意見聴取の機会を省略すること
に合理的理由はなく、やはり条約違反です**

**【意見②】 実効的な救済の観点から、子ども・保護者側の不服申し立て
は必要です**

【意見③】 導入趣旨に立ち返った議論をお願いします

意見に対する理由

【意見①】 2カ月間も子ども・保護者の意見聴取の機会を省略することに合理的理由はなく、やはり条約違反です

私（菅家）のケースでは、長男が一時保護されたのは、長男が転倒事故で入院してから77日後のことでした¹。その77日間、私と妻は長男の看病のために毎日病院に通い続けました。

児童相談所職員は私と妻の看病の様子などを77日間つぶさに見て頂いていたはずなのに、突然に一時保護を行う必要があったのか今でも疑問に思っています。

このまま骨子案に基づいた制度ができた場合、私たちのケースでも、一時保護開始後7日以内に請求が行われ、児童相談所側の資料だけで裁判所が一時保護の可否を審査することになります。

もし私のケースで、一時保護時の司法審査があったのであれば、事故から77日間も経過しているわけですから、突然一時保護するのではなく、事前の請求で審査していただきたかったです。予告のない緊急保護が必要なケースがあることは理解できますが、突然の親子分離による心身へのダメージは甚大ですので、例外的な措置として考えて頂きたいところです。

後に一部開示された私の長男の児童相談所の記録には、私と妻が一時保護後に初めて長男との面会を許された場面について以下のように記録されています。

「母は本児を見るなり嗚咽、号泣。（乳児院事務所まで響き渡るほど）。…〈略〉…「かわいいな～」を大音量で繰り返し続ける」

突然引き離された長男と再会して思わず声が大きくなったことをこうした表現で記録されていることに私も妻も本当にショックを受けました。このほかにも、児童相談所の記録には、終始私と妻の行動は「虐待ありき」で観察された結果、歪曲されたとしか思えない表現や事実の記載が並んでいました。

ですので、児童相談所が作成した資料のみに基づいた判断では司法審査導入の意味がまったくないと思います。裁判官には、直接当事者に会って頂き、本人の言い分を聞いて頂いた上で判断して頂きたいと切に思います。こうした手続きを経て初めて公正中立な審査が成立するのだと思います。

子ども・保護者をすべて裁判所に呼び出して、意見聴取しなければならないとすると迅速な審査が困難になるとの懸念があるのもしれません。しかし、たとえば審査請求後数日以内に子ども・保護者から申し出があった場合に限って、裁判所が意見聴取の機会を設けるといった手続きも考えられるように思います。他

¹ 私（菅家）のケースの詳細については、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会第5回議事録参照。

の司法が関与する制度でできることがなぜ一時保護の場合でできないのか疑問です²。

今回、「一時保護状」として逮捕状類似の手続きとなっていますが、逮捕手続も72時間という限られた時間だからこそ、意見聴取や不服申し立てを省略する形になっているのだと思われます。

仮に72時間の緊急保護であれば、子ども・保護者の意見聴取の機会を経ない形での身柄拘束を許容する(すなわち条約に違反しないとの)考えも理解できます。しかし、一時保護は2か月間もの長い身柄拘束を可能にする処分です。骨子案のように2か月間も意見聴取の機会を省略する合理的理由はなく、やはり条約³にも違反していると言わざるを得ないと思います。

【意見②】実効的な救済の観点から、子ども・保護者側の不服申し立ては必要です

骨子案では、「一時保護に対する既存の親権者等からの不服申立て手段である行政不服審査や行政訴訟は引き続き提起可能なことに留意が必要である。」との記載があり、これが親権者等の不服申し立てを認めない理由として考えられているように思います。

前回審議会でも委員から行政不服審査請求又は取消訴訟(執行停止を含む)を申し立てて一時保護処分を争うことができるので、子ども・保護者側の不服申し立てを認める必要はない旨の意見が出ていました。

こうした意見は、行政不服審査や取消訴訟で一時保護を争った場合の実務を認識したうえでおっしゃっておられるのか疑問です。一時保護処分は2か月間子どもの身体拘束を可能にする処分ですが、行政不服審査や取消訴訟がはたして2か月以内に結論が出ることを期待できる制度でしょうか。

現に、児童相談所の職員をつとめる一時保護検討会の構成員からも「審査請求の場合でも、行政訴訟の場合でも、2か月以上は絶対にかかります。これは一時保護に対する不服なのに、一時保護の原則期間である2か月を超えて判断が出ない手続を不服申立てとして整理したところで、何ら手続保障にならないし、意味がないと考えています。それを排除せよという意味ではなくて、別途、準抗告類似の簡易迅速に判断できる手続が必要なのだと思っております」との意見が

² 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会でも、迅速性が求められる制度において当事者の意見聴取手続を設けている例が複数あることが指摘されている。同検討会第9回(11月16日開催)議事録6～7頁参照[土居構成員発言]

³ 児童の権利に関する条約9条2項には「すべての関係当事者は、1の規定(注:一時保護時の司法審査を義務付ける規定)に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する」と記載されています。

出ています⁴。

骨子案の理由は、実効的な救済の観点からはかけ離れたものです。裁判所の判断に対して、一方に限って不服申し立てを認めるような合理的理由は特になく、子ども・保護者の不服申し立てを認めるべきだと思います。

【意見③】導入趣旨に立ち返った議論をお願いします

第36回（11月5日）審議会で委員から、「却下の場合に児童相談所からの不服申し立てを認めるべき」旨の意見が出て、骨子案で採用されるに至りました。

また、前回審議会では「一時保護開始後7日以内の請求を原則とすべき」との意見があり、特段の異論も出ませんでした。いずれも児童相談所所長をつとめる委員の意見です。

児童相談所の現状や実務を踏まえた議論を行う必要性は理解できますが、子ども・保護者の観点からは、あまりに偏った議論で進められているように感じます。

なぜなら、児童相談所の不服申し立てを認めることも、「一時保護開始後7日以内」とすることも、審査の迅速性を後退させる議論ですが、採用されるに至っています。しかし、その一方で、条約上求められている子ども・保護者の手続き保障を求める意見については特段の合理的理由も示されることなく採用されていないからです。こうした著しく不公平な議論が行われているのはなぜでしょうか。

そもそも司法審査導入の趣旨は、子どもと保護者に対する重大な人権制約となる一時保護処分が適正になされるように司法がチェックを入れるということではなかったのでしょうか⁵。審議会の議論の推移を見ていると、導入趣旨が一時保護という公権力の行使を正当化することを前提にした議論が行われているようにしか思えません。

今からでも、司法審査の導入趣旨に立ち返った上での議論を強くお願いしたいと思います。

以上

⁴ 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会第9回（11月16日開催）議事録7頁参照〔土居構成員発言〕

⁵ 第36回審議会資料の委員等意見56頁（横田委員）は、「憲法において司法に求められる最も重要な役割が個人の権利保障であるという法学の基本前提に忠実な考え方であり、一時保護される子どもと保護者の手続き保障のため、司法審査による慎重な手続を求めるものです。これは一時保護に対するブレーキの役割を司法審査に期待するものであり、児童の権利条約9条1項が司法審査に期待するものもこのブレーキの役割です。」としています。